

いわゆる「預託商法」につき抜本的な法制度の見直しを求める意見書（サマリー）

第 1 意見の趣旨

（略）

第 2 意見の理由

1 問題の所在

- (1) 消費者は、購入した商品の存在や運用実態の把握が困難
- (2) ジャパンライフによる大規模消費者被害（7000 人・2400 億円）の発生
- (3) 現行の法制度では、預託商法を効果的に抑止し得ていない

2 「預託商法」についての現行法の状況と問題点

- (1) 特定商品預託取引法で規制。しかし、①参入規制、②主務省庁による監督なし
- (2) 預託商法は金融商品取引法の「購入物品拋出型集団投資スキーム」に分類
ただし、現行法上、明文の規制は競走用馬についてのみ（解釈上の疑義あり）

→ 新たな規制の必要性

3 被害防止に必要な法規制の内容

- (1) 「物品の販売と預託が一体的に行われている形態」への規制を拡大
- (2) 許認可・登録制の導入と主務省庁による継続的な監督
- (3) 契約類型別によらない、一回的な行政処分
- (4) 主務省庁への破産申立権限の付与

4 金融商品取引法による規制を及ぼすべき【意見 1】

- (1) 「販売と預託が一体的な形態」を集団投資スキームとして規制すべき
- (2) 現行法の集団投資スキームの要件を見直し、明確化すべき
- (3) 金商法の規制により、①登録制、②行為規制、③主務省庁による監督及び破産申立権限、④自主規制団体によるモニタリング、⑤民事効が実現可能

5 金商法の規制でも不十分な点について新たな規制を導入すべき【意見 2】

- (1) 投資運用業に該当するとして、投資型ファンドと同様に運用規制を適用すべき
- (2) 店頭金融先物取引等と同様のリスクに鑑み、不招請勧誘を禁止すべき